

藤岡市議会災害対策連絡会議の概要

【連絡会議の組織】

議長

連絡会議を代表し、その事務を総括

副議長

議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理

各常任
委員長

議長の命を受けて連絡会議の事務に従事
議長及び副議長に事故あるとき又は欠けたときは、総務常任委員会委員長が
議長の職務を代理

【連絡会議の所掌事務】

- (1) 議員の安否及び居所又は連絡場所の確認を行うこと。
- (2) 災害対策本部から災害情報を収集し、各議員に提供すること。
- (3) 各議員からの地域の被災情報等を収集及び整理し、災害対策本部に提供すること。
- (4) 災害対策本部への要望等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。

【議員の対応】

- (1) 災害が発生した場合は、議員自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡会議と各議員の連絡体制を確立及び維持させること。
- (2) 連絡会議からの情報の提供を受けること。
- (3) 被災地及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議に報告すること。

【議会事務局の対応】

- (1) 議会事務局長は、藤岡市地域防災計画に従って行動し、必要に応じて連絡会議と災害対策本部との間の連絡調整等を行うこと。
- (2) 議会事務局職員は、連絡会議の事務を補助すること。